

令和6年度 介護保険施設等集団指導

# 函館市の高齢者虐待の 現状と虐待防止

函館市保健福祉部高齢福祉課

# 高齢者虐待の定義

## ■ 養護者による高齢者虐待

養護者とは、高齢者を現に養護する者であって、金銭管理、食事や介護等、何等かの世話をする家族、親族、同居人等

## ■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

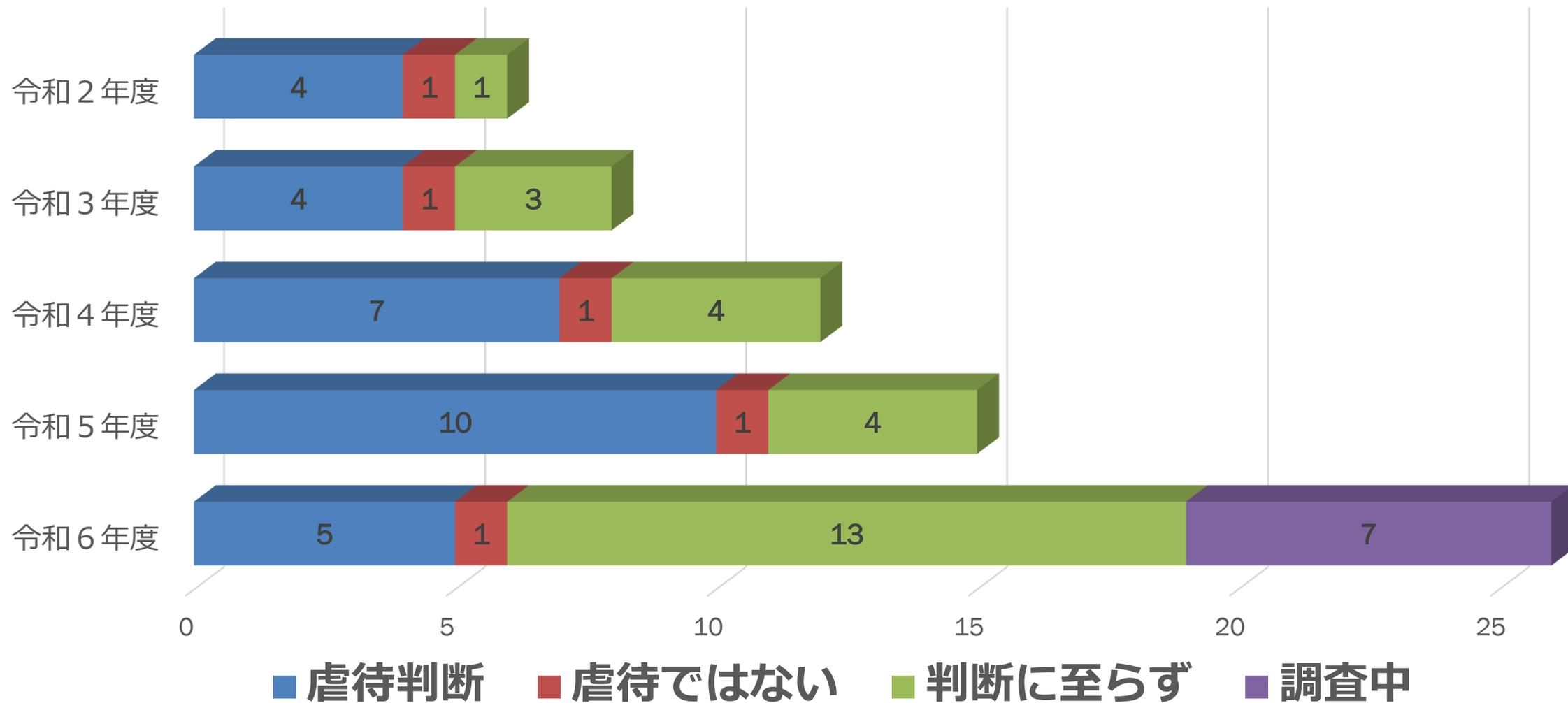
「養介護施設」または「養介護事業」に従事する職員(直接サービスを提供しない施設長等を含む)による虐待

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

# 養介護施設従事者等による虐待の通報件数と虐待判断



※ 虐待判断には年度をまたぐことがあります。グラフは通報年度ごとに集計しています。

# 養介護施設従事者等による虐待の類型

## ■ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること



## ■ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

# 養介護施設従事者等による虐待の類型

## ■ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

## ■ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

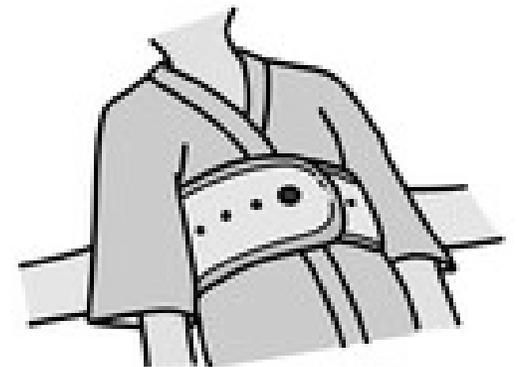
## ■ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

# 虐待類型の具体的な例

## ■ 身体的虐待

- ・ 暴力的行為（平手打ち，つねる，殴る，蹴る，やけどをさせる，物を投げつけるなど）
- ・ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり，代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為
- ・ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制



# 虐待判断となった実例

**利用者を乱暴に移乗介助して表皮剥離の怪我を負わせ、その報告を怠っていた事例**

(虐待判断のポイント)

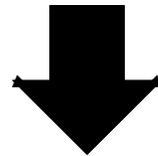
**■ 当該従事者がこれまでも乱暴な介助を繰り返していたことから「身体的虐待」と判断**

➡ 当該従事者の行為は故意ではないが、利用者に怪我を負わせることが容易に推測されたにもかかわらず、乱暴な介助を繰り返してきた結果であると判断（重過失、故意に近い）

➡ ネグレクトは判断至らず

# 身体拘束等に対する考え方について

- 身体拘束等は、高齢者の生命又は身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、行ってはならないとされており、原則として禁止されている



「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束等は、  
高齢者虐待（身体的虐待）に該当する行為である

※高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合等、「緊急やむを得ない場合」は、例外的に高齢者虐待に該当しない

## 身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

# 身体拘束等に対する考え方について

## ■ 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束は一時的なものであること

**※ 全てを満たすことが必要である**

# 虐待判断となった実例

## 利用者へ4点柵（壁付け2点柵）が行われていた事例

（虐待判断のポイント）

### ■ 身体拘束開始時に3要件の検討が行われていなかった

➡ 家族の同意があるので3要件の検討を行わなくて良いと思っていた

### ■ 身体拘束開始後に再検討が行われていなかった

➡ 利用者の状況が大きく変わらないので再検討していなかった

※ 「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束であり、  
「身体的虐待」と判断

# 虐待類型の具体的な例



## ■ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ・必要とされる介護や世話を怠り，高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ・状態に応じた治療や介護を怠ったり，医学的診断を無視した行為
- ・必要な用具の使用を限定し，高齢者の要望や行動を制限させる行為
- ・高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
- ・その他職務上の義務を著しく怠ること  
(通報義務や虐待防止措置義務を怠るなどを含む)

# 虐待判断となった実例

**利用者がオムツのポリマーを異食していたが、その報告を怠っていた事例**

(虐待判断のポイント)

**■ 報告を怠ったことで異食後に利用者の状態観察が行われなかったことから「ネグレクト」と判断**

➡結果として利用者に健康被害が生じていない場合であっても、異食後に起こり得る窒息や腸閉塞のリスクの重大さを考慮し、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為であると判断

# 虐待判断となった実例

## ナイトケア時に寝衣を下衣しか更衣介助していなかった事例

(虐待判断のポイント)

### ■ 複数名の利用者に対し複数回に渡り行われていたことから「ネグレクト」と判断

➡更衣介助を怠ることは、直ちに利用者の生活環境や身体・精神状態等を悪化させる行為ではないが、適切な指導が行われず当該行為が継続的に行われていたことから、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為であると判断

# 虐待類型の具体的な例



## ■ 心理的虐待

- ・ 威嚇的，侮辱的な発言・態度
- ・ 高齢者や家族の存在や行為を否定，無視するような発言・態度
- ・ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
- ・ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

**※ これらの発言・態度により，高齢者が著しい心理的外傷を負った場合に心理的虐待と判断される**

# 虐待判断となった実例

## スピーチロックや子ども扱いするような声かけを行っていた事例

(虐待判断のポイント)

- **利用者の行為を否定する発言や侮辱的な発言が複数の従事者により日常的に行われていたことから「心理的虐待」と判断**

➡一つ一つの声かけは不適切ケアの範疇であっても、その行為が全体的、継続的に行われていたことが、利用者に著しい心理的外傷を与えていたと判断

# 養介護施設従事者等の責務

## ■ 虐待防止措置義務（法第 20 条）

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、研修の実施のほか、苦情処理体制の整備その他高齢者虐待の防止のための措置を講じなければならない

## ■ 通報義務（法第 21 条第 1 項）

養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならない

# 通報者の保護等

## ■ 守秘義務違反にならない（法第21条第6項）

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない

## ■ 不利益取り扱いの禁止（法第21条第7項）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

## ■ 通報者の保護（法第23条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を受けた市の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない

# 通報義務違反の実例

## ■ 管理者層が通報義務を怠っていた事例

夜勤帯にベッドから転落していた利用者を発見し、床からベッドへ移乗介助したが、痛みや変色等の確認のほか報告や申し送りを行わず、数日後に利用者の骨折が判明し、見守りカメラを確認したところ、当該行為が確認された。

**当該従事者によるネグレクトが疑われたが、  
管理者が市へ虐待通報しなかった**

※ 市は経営者・管理者層以外の者の通報により把握

# 通報義務違反の実例

## ■ 経営者層が通報義務を怠っていた事例

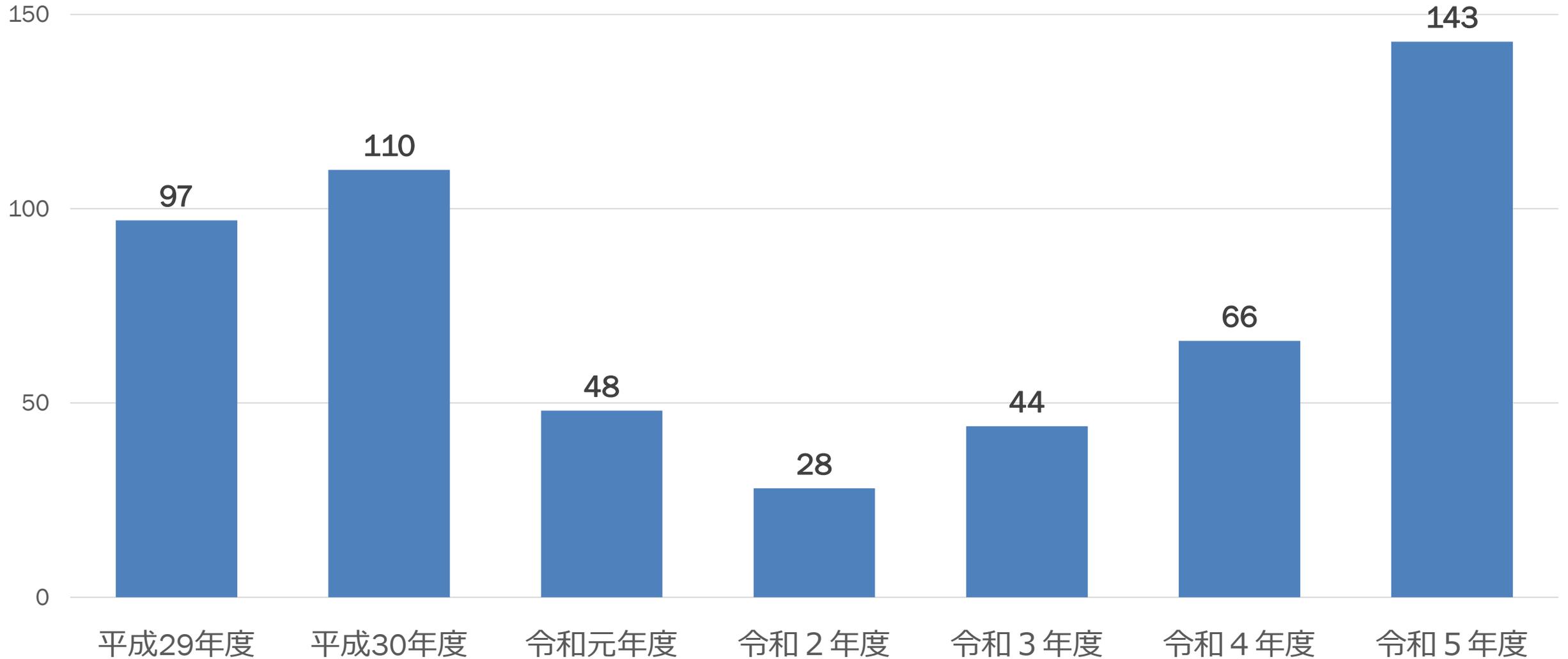
管理者が複数名の利用者の預り金を着服していたことが発覚した。

**利用者へ着服した預り金を全額返済したため、  
運営法人(会社)が市へ虐待通報しなかった**

**➡ 「経済的虐待」の疑いがあるため、  
示談となる場合でも虐待通報は必要**

※ 市は経営者・管理者層以外の者の通報により把握

# 養護者による虐待の通報件数

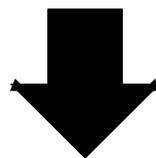


# (養護者による高齢者虐待)

介護サービス事業所や介護支援専門員等の責務として、

## ■ 早期発見の努力義務（法第5条第1項）

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない



利用者が家族からの「暴言」、「暴力」、「金銭搾取」を訴えているなど虐待が疑われるエピソードがある場合は、**ためらわずに市や地域包括支援センターへ相談してください**

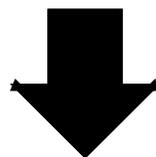
※ 結果、虐待と判断されなくても問題ありません ※ 通報者の情報は保護されます

# (養護者による高齢者虐待)

介護サービス事業所や介護支援専門員等の責務として、

## ■ 施策協力の努力義務（法第5条第2項）

市が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策協力を努めなければならない



虐待の事実確認のために必要な「情報提供(※)」，支援方針等の協議のための「個別ケース会議」への参加，利用者の保護・分離のための「サービス調整」等にご協力ください

※ 個人情報保護法第27条第1項第2号の規定により提供可

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った従事者個人の問題に帰することなく、組織運営上の問題として捉え対応する必要があります。

従事者のみならず、経営者・管理者層が高齢者虐待に関する正確な知識を持ち、虐待の未然防止に向けた取り組みを継続していただきますようお願いいたします。